

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
12	学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	文部科学省	1～2
11	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲の拡大	厚生労働省	3
32	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	経済産業省	4～13
23	旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続の見直し	農林水産省	14～25
		財務省	26～28
26	乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与	国土交通省	29～33

2019年10月18日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

地方分権改革に関する提案事項を受けた学校給食費の徴収・管理の在り方について

1. ガイドラインの周知について

2019年7月に策定・通知した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、以下のとおり周知に取り組んでいるところ。

- 周知用に新たに作成した概要資料（別添）も含め、文部科学省ホームページへの掲載を行うとともに、設置者等からの問合せに対応中。
- 学校給食・教育委員会関係者対象の各種会議において説明や資料配布を行い、周知を図っている。また、上記関係者対象の雑誌（「教育委員会月報」等）にも記事を掲載予定。
- また、公会計化にあたっては、首長及び首長部局の理解や協力を必要とすることから、全国市長会及び全国町村会にも説明と協力依頼を行い、関係会議での説明や会員用ホームページへの掲載を行って頂いている（全国町村会理事会（9/5）、全国市長会社会文教委員会（11/13（予定）））。

2. 公会計化の導入・検討状況の把握について

学校給食費の公会計化に関する概況調査を行い、各設置者の導入・検討状況を把握するとともに、今後の促進方針の検討材料とすることを予定。

- 対象：都道府県・市町村（公立学校設置者）
- 内容：公会計化の導入・検討状況、検討が進んでいない場合の理由等
- 時期：2019年度内

3. 今後の予定

今後も地方公共団体における学校給食費の公会計化の進捗状況について調査・公表し、動向を把握していくとともに、学校給食費の公会計化を促進していく。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
文部科学省	【7月】 ガイドラインの策定	周知・徹底				
地方公共団体	公会計化に向けた検討・準備					
	【2022年度からの公会計化に向けた主な準備工程（イメージ）】					
	体制の整備					
	業務システム導入の検討・ 予算要求等		業務システム調達・導入・ 開発・テスト等		公会計制度を 導入開始	
	徴収方法の検討、徴収に向けた準備		継続的に必要な経費の検討・ 予算要求等			
	未納等対応の検討		条例・規則整備			
			保護者への周知			

学校給食費の公会計化とは

学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること。文部科学省では、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進している。



見込まれる効果

- ① **教員の業務負担の軽減**
→ 督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。
- ② **保護者の利便性の向上**
→ 納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。(クレジットカード、コンビニ払い等)
- ③ **徴収・管理業務の効率化**
→ 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。
- ④ **透明性の向上、不正の防止**
→ 経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。
- ⑤ **公平性の確保**
→ 効果的な徴収により、滞納が減少する。
- ⑥ **給食の安定的な実施・充実**
→ 効率的・効果的な食材調達や、他部局との協働で地産地消の取組などもしやすくなる。



学校給食費徴収・管理に関するガイドライン

- 文部科学省では、「**学校給食費徴収・管理に関するガイドライン**」を策定し、2019年7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し本ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知したところ。
- 本ガイドラインでは、地方公共団体において学校給食費の公会計化を進める際の参考となるよう、作成にあたり地方公共団体に対して書面調査を行うとともに**先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査**を実施して、実務上参考となる事柄を幅広くとりまとめている。

<公会計化に向けたスケジュールイメージ>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
文部科学省	【7月】ガイドラインの策定		周知・徹底			
地方公共団体		公会計化に向けた検討・準備	公会計化に向けた検討・準備	公会計化に向けた検討・準備	公会計化に向けた検討・準備	公会計化に向けた検討・準備
		【2022年度からの公会計化に向けた主な準備工程(イメージ)】				
		体系的整備	業務システム導入の検討・実施・テスト等	業務システム導入・開発・テスト等	業務システム導入・開発・テスト等	業務システム導入・開発・テスト等
		徴収方法の検討、徴収に必要となる準備	徴収方法の検討、徴収に必要となる準備	徴収方法の検討、徴収に必要となる準備	徴収方法の検討、徴収に必要となる準備	徴収方法の検討、徴収に必要となる準備
		滞納等対応の検討	滞納等対応の検討	滞納等対応の検討	滞納等対応の検討	滞納等対応の検討
		徴収に必要となる経費の検討、予算案策定	徴収に必要となる経費の検討、予算案策定	徴収に必要となる経費の検討、予算案策定	徴収に必要となる経費の検討、予算案策定	徴収に必要となる経費の検討、予算案策定
		条例・規程整備	条例・規程整備	条例・規程整備	条例・規程整備	条例・規程整備
		保護者への周知	保護者への周知	保護者への周知	保護者への周知	保護者への周知

学校給食費の公会計化について② ～具体的な事例～

徴収方法に関する事例

- **コスト削減の工夫をしながらインターネットサービスを利用した納入に対応している事例**
 - ふるさと納税等の徴収と同じ契約とすることで固定費を抑えながら、インターネットサービスを利用した納入に対応。
- **児童手当からの徴収を行っている事例**
 - 積極的な呼びかけによって、約4割の保護者が児童手当からの徴収を選択。徴収率の維持向上や職員の負担軽減につながっている。
 - 学校給食申込書の中に、未納があった場合に児童手当から徴収することに同意するか回答する欄を設けて、児童手当からの徴収申出をあらかじめ取得。実際に未納があった際には、トラブルを防ぐために児童手当から徴収する前に事前に相談するなどの配慮も実施。
- **市税等と併せた口座振替に対応している事例**
 - 口座振替依頼書の様式を市税等と統一し、保護者が市税等と併せて口座振替依頼を実施できるようにしている。

未納への対応に関する事例

- **地方公共団体内で協力体制を整備し、効率的に督促している事例**
 - 市税との同一処理により、納税課(納税部門)から督促文書を送付。
 - 納付期限から一定期間以上経過した学校給食費の債権については、収納課(債権管理・徴税部門)で対応。
- **滞納している保護者への督促・徴収の業務を弁護士事務所に委託している事例**
 - 一定額以上の学校給食費を滞納している保護者への督促・徴収の業務を、弁護士事務所に委託。委託料については、回収できた金額に応じた完全成功報酬制を採用。

督促通知の参考様式もガイドラインに掲載しています。



食材調達方法の工夫に関する事例

- 公会計化により地方公共団体の財務会計ルールによることになるが、以下のような工夫が考えられる。
- **食材に応じて、教育委員会での共同購入又は各学校での発注を効果的に選択している事例**
 - 生鮮食材等は、安全性の確保、旬の地場産や国内産を優先する考えのもと、産地や品質、価格等を総合的に勘案し、各学校の栄養教諭等が選定、発注。共同購入が可能な調味料や加工食材等は、教育委員会において調達を集約し、入札により、食材及び納入業者を決定。
 - **学校給食専用の業者登録制度を設けて質の良い食材調達を行っている事例**
 - 生鮮食材等については、一般の入札参加登録ではカバーが難しい小規模な地元小売業者から、質の良い食材を調達できるよう、学校給食専用の業者登録制度を創設。登録要件として、市税等の滞納がないこと、保健所等による定期的な検査等、食材に関する法令等を遵守していること等の合規性などを設定。



「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

令和元年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<対象事業>

- ・都道府県等において、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士又は看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）を配置
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・配置された保育士又は看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を配置
- ・**管内の保育所に対して医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置（※）**
- ・その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

※ 令和元年度より対象を拡充

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算か所数：60か所

補助単価（1か所あたり）：①看護師等を配置して医療的ケアを行う場合：745万円

②看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合：690万円

補助率：（直接補助）国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

（間接補助）国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

重点番号11：医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大（厚生労働省）